

1 処分を受けた税理士

氏 名： 糸満 克哉

登録番号： 第96958号

2 処分の内容

令和2年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 脱税相談等

被処分者は、関与先であるAの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、同人から納税額の圧縮の依頼を受け、事業の開始日を偽った開業届出書及び課税事業者となった期間を偽った消費税課税事業者届出書を所轄税務署に提出し、課税事業者でないことを装わせ、上記の申告に係る課税期間において無申告とさせることによって、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせ、その相談に応じた。

(2) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、被処分者は、同人の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。